

令和 6 年度
定期監査（行政監査）結果報告書

令和 7 年 6 月
榛東村監査委員

(公印省略)

榛監第156001号

令和7年6月5日

榛東村議会議長	善養寺	孝	}	様
榛東村長	南	千晴		

榛東村監査委員 石坂郁夫

榛東村監査委員 新井佐智子

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査（行政監査）の結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。

第1 準拠基準

榛東村監査基準（令和元年榛東村監査委員告示第3号）

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく監査

2 監査の対象機関

(1) 村長事務局

本庁各課

隣保館、児童館、保健相談センター、地域包括支援センター

(2) 議会

議会事務局

(3) 行政委員会等

ア 教育委員会

事務局各課

榛東中学校、北小学校、南小学校、北幼稚園、南幼稚園、

学校給食センター、中央公民館、耳飾り館、南部コミュニティセンター

イ 選挙管理委員会

ウ 監査委員

エ 農業委員会

事務局

オ 固定資産評価審査委員会

3 監査の範囲

令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

4 監査の着眼点

対象機関における財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理について、資料の提出並びに所属長及び関係職員から説明を求め、事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とした。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、これらに関する書類の点検、確認、照合等を行った。

6 監査の日程及び実施場所

(1) 日程

令和7年5月14日から21日まで

(2) 実施場所

本庁3階 監査室（304会議室）

第3 監査の結果

監査の結果、次のとおり是正又は改善を求めるもののほかは、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることを確認した。

以下に記載した是正又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正されたもの及び監査の過程において各所属長又は関係職員に口頭で指導した等により報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

区分	不当事項	指摘事項	指導事項	要望事項
件数	—	—	5	—

なお、監査の結果、是正又は改善が必要である事項が認められたものの区分は、別表（11ページ）のとおりである。

1 指導事項

(1) 支払遅延

所管部署	確認した事実
健康保険課	健康福祉一般経費において、購入した事務用消耗品の代金（601円）について、令和6年9月5日に請求書を受領した。 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支

	<p>払遅延防止法」という) 第10条において適法な支払請求を受けた日から15日以内に支払うことと定められているところ、この支払期限を91日超過して支払われていた。</p>
(教委)生涯学習課	<p>教育集会所費において、長岡集会所2階誘導灯本体機器不良取替工事請負費(319,000円)について、令和6年5月29日に請求書を受領した。</p> <p>支払遅延防止法第6条において適法な支払請求を受けた日から40日以内に支払うことと定められているところ、この支払期限を115日超過して支払われていた。</p>

支払時期については、支払遅延防止法第6条において、契約書を作成したときは、適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内に支払うことと定められ、また、支払遅延防止法第10条において支払時期を書面により約定しないとき、又は書類を作成しないときは、適法な支払請求を受けた日から、15日以内に支払うことと定められているところ、支払期限を過ぎて支払われたものが2件あった。

支払いが遅延することは、契約相手に経済的な負担を与えるばかりでなく、村に対する信頼を失墜させる行為でもある。受領した請求書の適正な管理を行い、法定期限内に支払えるよう事務を改善すること。

また、支払遅延防止法第8条において、支払遅延に対する遅延利息を支払うこととされているところ、契約相手の了解を得たとして、遅延利息が支払われていなかったが、支払遅延防止法において、契約相手の了解を得れば遅延利息の支払いを免れるとの定めはないことから、これを遵守するのが法律による行政の原理である。

(2) 法定上限時間を超える時間外勤務命令

所管部署	確認した事実
村長事務部局	<p>令和6年度において、5人の職員に対し法定上限時間数(年360時間)を超える時間外勤務命令が発せられていた。</p>

	令和6年度の1年間で、月当たりの法定上限時間数（45時間）を超える時間外勤務命令が延べ41人月あった。
教育委員会事務局	月当たりの法定上限時間数を超える時間外勤務命令が1人月あった。

令和5年度においては、年360時間を超える時間外勤務命令が8人、月45時間を超える時間外勤務命令が延べ51人月であり、総数では前年度に比し減少しているが、所属単位でみると増加している所属が複数あることが確認された。

法定上限（年360時間・月45時間）を超える時間外勤務命令が発せられた業務が、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条の2の3第1項第2号に規定する、真に「通常予見することのできない業務量の大幅な増加」に伴う「臨時又は緊急」の業務であったか否かについて検証を行い、検証結果に基づき速やかに必要な措置を講じられたい。

関係法令（労働基準法、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則等）を遵守するよう強く求める。

(3) 概算払いによる支出

所管部署	確認した事実
健康保険課	福祉センターの指定管理料は、基本協定の定めるところにより令和7年1月までに年4回の概算払いが行われていたが、4回目の概算払いの支出手続が行われる時期の前に財政援助団体等監査において要望した事項について、改善又は改善の検討がなされていなかった。

令和5年度財政援助団体等監査報告（令6.12.10付け榛監第345001号）において「2回目以降の概算払を行う前に、概算払された3箇月分の「見込額」と概算払の対象となった経費の支出済額及び債務が確定している支出予定額との過不足額を捉えた上で、2回目以降の概算払の対象となる経費（向こう3箇月分の所要額）に、この過不足額を加え、概算払の額を算定する等により、多額な決算剰余金が生じることのないよう、適切に予算管理を行われ」

るよう要望したところであるが、福祉センターの指定管理料の年間見積額を機械的に4分の1とした金額が、4回目の概算払として令和7年1月31日に支出されていた。

監査に当たり提出された資料によれば、福祉センターの令和6年度決算見込みは、収入が34,950千円余、支出が32,087千円余となっていて、差引き2,862千円余の決算剰余金が生じる見込みである。

令和5年度財政援助団体等監査結果報告の総括意見として、「村の一般会計等においては、毎年度、年度の中で歳計現金に不足を来し、資金手当のために一時借入れ（基金の繰替運用）を行っていて、これに伴う借入利子が生じている状況であり、また、概算払は、あくまでも特例的な支出（補助事業者等に対して便宜を図るもの）である」ことに意を用いるべきである旨を申し述べたところであるが、令和6年度において、一般会計は歳計現金に不足（総額3億2千万円）を来し、基金の繰替運用により資金手当を行った結果、67,109円の借入利子が支出されている。

支出の時期、支出の方法、前年度までの返還（精算、決算剰余金の多寡等）の状況等について改めて確認の上、適切な時期に過不足のない適切な額を支出することにより、歳計現金の適切な管理運用及び経費の節減に努めること。

(4) 学校運営協議会の議事録

所管部署	確認した事実
(教委)学校教育課	学校運営協議会の議事録（会議結果の記録）が作成されていない。

学校運営協議会（以下「協議会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第47条の5第1項の委任規定により定められた榛東村学校運営協議会規則（令和2年榛東村教育委員会規則第7号。以下「協議会規則」という。）により設置されているもので、協議会の委員は、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者及び教育委員会が必要と認める者の中から教育委員会が任命することとされている（地教行法第47条の5第2項）。

協議会の主な役割は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する（同条第4項）、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることで

きる（同条第6項）、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる（同条第7項）等とされている。

このうち、学校運営の基本方針については、協議会規則第4条第1項において、①教育課程の編成に関する事、②学校、保護者、地域住民等の協働体制に関する事、③施設の管理、施設設備等の整備に関する事について対象学校の校長が、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものと定められている。

地教行法及び協議会規則において、議事録の作成、公表等に関する定めはないものの、協議会の会議の結果が記録されていないと、学校運営の基本方針が協議会において承認された事実を後刻、確認することができない。

学校運営の基本方針の承認に係る会議にとどまらず、協議会の議事録（会議結果の記録）を作成することとし、必要に応じ、広く住民に公表することを検討されたい。

(5) 年次有給休暇の取得

所管部署	確認した事実
村長事務部局	一般職の職員で年次有給休暇を年5日以上取得していない職員が6人、会計年度任用職員のうち年10日以上年次有給休暇が付与されている者で年5日以上取得していない者が1人いることが確認された。
教育委員会事務局	会計年度任用職員のうち年10日以上年次有給休暇が付与されている者で年5日以上取得していない者が6人いることが確認された。

労働基準法の改正により、平成31年4月から年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち5日（1日単位又は半日単位）については、使用者が時期を指定して取得させることが罰則付きで義務付けられた。

企業職員及び現業職員などを除く国家公務員及び地方公務員の一般職については適用除外とされているが、令和5年度（下半期）定期監査結果報告（令6.8.7付け榛監第220001号）の所見において、本村においても法の趣旨に照らし民間企業と同様に取り組む必要がある旨を申し述べたところである。

年10日以上の子次有給休暇が付与されている全ての職員が、少なくとも5日（1日単位）の子次有給休暇を確実に取得できるよう適切な措置を講じられたい。

第4 監査の所見

1 令和6年度予算執行状況等について

(1) 需用費の予算執行状況について

需用費のうち事務用消耗品費の予算執行状況については、おおむね適正であるものと認められた。

(2) 公の施設の指定管理について

公の施設の指定管理にかかる財務に関する事務は、昨年度の財政援助団体等監査報告において種々指摘を行ったところであるが、令和6年度において改善が見られなかった。

適切な事務執行を求める。

(3) 補助金交付事務について

補助金交付事務は、監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められた。しかしながら、5件の補助金については、交付申請と実績報告が同日になされ、交付決定及び補助金の額の確定も同日に行われていた。

また、1件の補助金について、令和7年3月31日までに補助金の額の確定が行われていなかった。

適切な事務執行を求める。

(4) 歳出予算の流用・予備費充用について

歳出予算の流用・予備費充用については、おおむね緊急に予算措置を講じる必要のあったものであると認められた。

しかしながら、当初予算計上誤りによるものが3件、直近の補正予算での所要額の計上誤りによる予算不足に起因するものが6件あったほか、予算不足額を超える額の流用を行った結果、不用額が生じているものが10件確認された。

令和6年度中は全会計において予算流用が31件、9,675千円（前年度：35件、3,208千円）、予備費充用が17件、10,444千円（前年度：22件、27,171千円）で、前年度と比べ、予算流用は件数は減少したものの金額は増加し、

予備費充用は件数、金額とも減少した。

歳出予算の流用及び予備費充用は、予算の例外的な措置であることから、適切な予算管理に意を用いるよう求める。

(5) 起債及び一時借入金について

ア 起債

起債の目的、資金種別、時期、限度額、方法、借入先、利率及び償還の方法は、いずれも適切であると認められた。また、起債は予算で定められた限度内で行われていることを確認した。

イ 一時借入金等

一般会計、特別会計及び地方公営企業会計の全会計において、一時借入は行われていない。

一般会計における基金の歳計現金繰替運用の時期、金額、利率及び期間は、いずれも適切であると認められた。

また、各会計間における繰替貸借は適正に行われているものと認められた。

2 契約事務について

今回監査を実施した契約事務のうち、随意契約の中で、その理由（根拠条項号）に適正さを欠くものが散見された。

決裁文書に添付されている「随意契約調書」の確認を行ったところ、根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に列記されている「号」を明らかに取り違えているものがあつたほか、記載されている理由が不明確（不明瞭）なもの、入札の時期を逸してしまい「緊急の必要がある」として随意契約としたものなど、今後の契約事務の執行に当たり、早急に改善することが必要であるものが複数確認された。

本来、競争入札とすべき金額要件であるものを随意契約とする場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項に限定列挙された理由に該当する場合に限られるものであり、適正な条文解釈のもとで、契約事務を執行されたい。

3 財産の借上、貸付けについて

(1) 財産の借上について

財産借上契約の価格及び条件は、監査をした限りにおいて、おおむね適正で、使用目的に適合しているものと認められた。

しかしながら、それぞれの契約において、その価格算定の根拠が区々であ

り、これは過去の様々な経緯から生じているものと推察されるところであるが、村として統一した基準を定める必要がある。今後、新規の事案から基準に従い価格決定を行うとともに、継続して借り上げている財産の価格についても、契約更新時等の機会を捉まえて、必要に応じ経過措置を置くこと等についても検討した上で、相手方と協議し、基準に従った価格となるよう、その適正化に努められたい。

(2) 財産の貸付け（使用許可）について

普通財産の貸付け及び行政財産の使用許可の理由、貸付（使用許可）期間、貸付（使用）料、その他貸付（使用許可）条件は、監査をした限りにおいて、適切であるものと認められた。

4 人事管理について

(1) 年次有給休暇の取得状況について

令和6年度の一般職の職員の年次有給休暇の平均取得日数は11.3日で、前年度よりも0.5日減少した。

個々の職員の取得状況をみると、年5日以上取得していない職員が一般職で6人、会計年度任用職員（年10日以上）の年次有給休暇が付与されている職員）で7人、あわせて13人いた。これは、前年度（6人（一般職：3人、会年任：3人））よりも増加している

また、令和6年度中の年次有給休暇取得日数の計が5日以上であった職員（年10日以上）の年次有給休暇が付与されている職員）について、その取得単位別に分析すると、1日単位での取得日数が5日未満である者が、一般職は29人（村長事務部局：25人、教育委員会事務部局：4人）、会計年度任用職員は7人（村長事務部局：2人、教育委員会事務部局：5人）いることが確認された。

健康維持のためにも計画的な年次休暇取得に努めるべきであり、全庁的な状況を定期的に把握し、会議等で公表の上、改善指導を行う機会を設ける必要があるものと思慮する。

(2) 時間外勤務命令について

令和5年度に引き続き、法定上限を超える時間外勤務命令が発せられていたことは、大変遺憾である。

長時間の時間外勤務が年度を通じて常態化している所属が複数見受けられることから、所属定数及び職員の適正配置について不断の見直しを行う必要

がある。

平和5年度（下半期）定期監査結果報告において申し述べたところであるが、複雑化・高度化する住民の行政需要に的確に応えるためには職員を一定程度増員する必要がある状況にあるものと思慮される。他方で、財源が限られ、経常収支比率が高止まりとなっている本村の財政状況下において、人件費が増嵩することは、さらなる財政の硬直化を招く要因ともなることから、経費全般を総点検した上で定員の適正化を図ること。併せて、窓口業務等のアウトソーシングについて検討するとともに、A I（人工知能）やR P A（ロボットによる業務自動化）などの先端技術の活用による事務事業の効率化についても調査・研究されたい。

5 行政委員会等に係る歳出予算の執行状況等について

行政委員会等に係る歳出予算の執行状況は、監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められた。

6 監査資料について

事前に提出を求めた監査資料に誤謬のあるものが散見された。資料作成に当たっては正確を期されたい。

＜令和7年度監査基本計画 第6 監査結果＞

監査の結果、是正又は改善が必要である事項が認められるもの（自治法第199条第11項の規定により、監査委員が特に措置を講ずる必要があると認める事項について、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告するものを除く。）は、次表の区分に分類し、各区分に応じた処置を求める。

区分	内 容	処置の内容
不当	<p>次のいずれかに該当すると認められるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令等（条例、規則、要綱、基準等を含む。）に明らかに違反し、住民及び村に著しい損害を与えるもの 2 住民の信頼を失墜させるもの 3 書類の隠蔽、改ざんその他の故意による違反行為又は重大な過失と認められるもの 4 財務事務が著しく不適正なもの 	<p>具体的内容を報告書等に記載して村長等に提出するとともに公表する。</p> <p>監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書で通知し、その措置方針について回答を求める。</p>
指摘	<p>次のいずれかに該当すると認められるもののうち、住民及び村に大きな損害又は影響を及ぼすもの若しくはそのおそれのあるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入・支出の執行で不適切なもの 2 契約行為で是正又は改善等を要するもの 3 現金・預金の管理で不十分なもの 4 事務手続で著しく不適切なもの 5 経済性、効率性、有効性等に疑義があり、是正又は改善等を要するもの 6 過去の監査等で指導等を行った事項で改善がみられないもの 	<p>具体的内容を報告書等に記載して村長等に提出するとともに公表する。</p> <p>また、監査委員が必要と認める場合においては、監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書で通知し、その措置方針について回答を求めるものとする。</p>
指導	<p>不当事項又は指摘事項に該当しない軽微なもので修正、改善等の指導を要するもの</p>	<p>監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で指導するとともに是正を求める。</p> <p>また、監査委員が必要と認める場合においては、監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善状況等について回答を求めるものとする。</p>

要望	改善の検討又は業務運営に当たっての留意や努力を求めるもの	監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善の検討を求める。 また、監査委員が必要と認める場合においては、監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善状況等について回答を求めるものとする。
-----------	------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監查資料

支 払 遅 延

一般会計

(単位：円)

所管課	事務事業名	節	請求内容	請求金額	請求書 受領日	法定支払期限		支払日
						日以内	年月日	
健康保険課	健康福祉一般経費	10 需用費	黒ボールペン	601	R6. 9. 5	15	R6. 9. 20	R6. 12. 20
生涯学習課	教育集会所費	10 需用費	長岡集会所 2階誘導 灯本体機器不良取替 工事	319,000	R6. 5. 29	40	R6. 7. 8	R6. 10. 31

令和6年度法定上限（年360時間）超え時間外勤務命令

	職員	上半期		下半期		年度計	
		時間	分	時間	分	時間	分
1	A	215	30	370		585	30
2	B	236		244	15	480	15
3	C	112	25	326	25	438	50
4	D	209	7	211	5	420	12
5	E	197		193	10	390	10

(参考)

令和5年度法定上限（年360時間）超え時間外勤務命令

	職員	上半期		下半期		年度計	
		時間	分	時間	分	時間	分
1	F	337	45	328	15	666	
2	G	414	35	206	15	620	50
3	H	246	40	254		500	40
4	I	237	45	255		492	45
5	J	232	40	242	30	475	10
6	K	211	15	206	15	417	30
7	L	229	40	147	30	377	10
8	M	183	50	189		372	50

法定上限（月45時間） 超え時間外勤務命令

(単位：人月)

所属名	令和6年度		令和5年度		前年度比較	
	45時間超	100時間超	45時間超	100時間超	45時間超	100時間超
総務課	21		17		4	
企画財政課	6		1		5	
税務課	9		12	1	△ 3	△ 1
住民生活課						
健康保険課	3		3			
保健相談センター	1		1			
地域包括支援センター						
産業振興課			15		△ 15	
建設課						
上下水道課			1		△ 1	
会計課	1				1	
村長事務部局計	41		50	1	△ 9	△ 1
議会事務局						
学校教育課	1				1	
生涯学習課			1		△ 1	
北幼稚園						
南幼稚園						
中央公民館						
南部コミュニティセンター						
耳飾り館						
教育委員会事務部局計	1		1			
合 計	42		51	1	△ 9	△ 1

※「100時間超」欄は、45時間超の内数である。

補助金交付事務（抽出）

自衛隊協力会運営費補助金（所管：総務課）

（単位：円）

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 6. 17	200,000		
変更交付決定				
交 付	概算払い	R6. 7. 10	200,000	200,000
額の確定	R7. 3. 31	200,000		
精算払い				

民生児童委員協議会活動補助金（所管：住民生活課）

（単位：円）

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 4. 12	1,350,000		
変更交付決定				
交 付	概算払い	R6. 5. 30	1,350,000	1,350,000
額の確定	R7. 3. 31	870,634		
精算払い	R7. 4. 22	△ 479,366		

社会福祉事業費補助金（所管：住民生活課）

（単位：円）

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 4. 1	30,043,000		
変更交付決定	R6. 6. 20	31,704,000		
変更交付決定	R6. 11. 1	27,485,000		
交 付	概算払い	R6. 4. 19	15,021,500	15,021,500
		R6. 10. 18	16,682,500	31,704,000
		R6. 11. 20	△ 4,219,000	27,485,000
額の確定				
精算払い				

人権を守る榛東の会活動費補助金（所管：住民生活課）

（単位：円）

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 4. 1	4,000,000		
変更交付決定				
交付	概算払い	R6. 4. 12	3,000,000	3,000,000
		R6. 9. 20	1,000,000	4,000,000
額の確定	R7. 3. 31	4,000,000		
精算払い				

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金（所管：住民生活課）

(1) 北部保育園分

（単位：円）

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 7. 24	75,000		
変更交付決定				
交付	概算払い			
額の確定	R6. 7. 24	75,000		
精算払い	R6. 10. 10	75,000		

(2) 中央こども園分

（単位：円）

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 12. 26	75,000		
変更交付決定				
交付	概算払い			
額の確定	R6. 12. 26	75,000		
精算払い	R7. 1. 31	75,000		

(3) 榛東南部こども園分

(単位：円)

区分		年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定		R7. 3. 17	75,000		
変更交付決定					
交 付	概算払い				
額の確定		R7. 3. 17	75,000		
精算払い		R7. 4. 10	75,000		

(4) ひこばえ保育園分

(単位：円)

区分		年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定		R7. 3. 26	75,000		
変更交付決定					
交 付	概算払い				
額の確定		R7. 3. 26	75,000		
精算払い		R7. 4. 10	75,000		

経営所得安定対策等推進事業費補助金（所管：産業振興課）

(単位：円)

区分		年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定		R6. 12. 3	516,000		
変更交付決定					
交 付	概算払い	R7. 1. 31	516,000	516,000	
額の確定		R7. 3. 31	514,459		
精算払い		R7. 4. 15	△ 1,541		

環境保全型農業直接支払交付金（所管：産業振興課）

(単位：円)

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R7. 2. 17	128, 400		
変更交付決定				
交付	概算払い	R7. 3. 21	128, 400	128, 400
額の確定	R7. 3. 31	128, 400		
精算払い				

蚕糸業継承対策事業補助金（所管；産業振興課）

(単位：円)

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 5. 2	820, 200		
変更交付決定				
交付	概算払い			
額の確定	R7. 1. 22	619, 800		
精算払い	R7. 2. 10	619, 800		

商工振興事業費補助金（所管：産業振興課）

(単位：円)

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 5. 28	7, 395, 000		
変更交付決定				
交付	概算払い	R6. 6. 28	4, 585, 000	4, 585, 000
		R7. 2. 20	2, 810, 000	7, 395, 000
額の確定	R7. 3. 31	7, 395, 000		
精算払い				

榛東村立小・中学校部活動関東大会等出場費補助金（所管：学校教育課）

(1) 関東中学校柔道大会

(単位：円)

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 7. 18	148, 500		
変更交付決定				
交付	概算払い	R6. 8. 6	148, 500	148, 500
額の確定	R6. 8. 20	73, 584		
精算払い	R6. 8. 26	△ 74, 916		

(2) 全国中学校柔道大会

(単位：円)

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 7. 30	115, 800		
変更交付決定				
交付	概算払い	R6. 8. 6	115, 800	115, 800
額の確定	R6. 8. 20	95, 697		
精算払い	R6. 9. 2	△ 20, 103		

(3) 関東中学校陸上競技大会

(単位：円)

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 7. 18	91, 529		
変更交付決定				
交付	概算払い	R6. 8. 6	91, 529	91, 529
額の確定	R6. 8. 20	78, 321		
精算払い	R6. 8. 26	△ 13, 208		

(4) JOCジュニアオリンピック陸上競技大会

(単位：円)

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 9. 19	86,010		
変更交付決定				
交付	概算払い	R6. 10. 7	86,010	86,010
額の確定	R6. 10. 28	63,063		
精算払い	R6. 10. 30	△ 22,947		

学校給食における食物アレルギー等対応補助金（所管：学校教育課）

(単位：円)

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R7. 3. 21	227,700		
変更交付決定				
交付	概算払い			
額の確定	R7. 3. 21	227,700		
精算払い	R7. 4. 10	227,700		

文化協会活動補助金（所管：生涯学習課）

(単位：円)

区分	年月日	金額	概算払い累計額	備考
交付決定	R6. 4. 30	900,000		
変更交付決定				
交付	概算払い	R6. 5. 30	720,000	720,000
		R6. 12. 26	180,000	900,000
額の確定	R7. 3. 11	900,000		
精算				

歳出予算の流用

一般会計

(単位：件、円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
総務費	6	412,000	12	1,694,000	△ 6	△ 1,282,000	△ 75.7
民生費	2	984,000	2	40,000		944,000	2,360.0
衛生費	1	15,000	3	71,000	△ 2	△ 56,000	△ 78.9
農林水産業費	1	712,000	2	8,000	△ 1	704,000	8,800.0
消防費			1	12,000	△ 1	△ 12,000	皆減
教育費	12	460,000	5	279,000	7	181,000	64.9
合計	22	2,583,000	25	2,104,000	△ 3	479,000	22.8

介護保険特別会計

(単位：件、円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
保険給付費	2	5,162,000			2	5,162,000	皆増

太陽光発電事業特別会計

(単位：件、円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
総務費			1	1,000	△ 1	△ 1,000	皆減

上水道事業会計

(単位：件、円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
資本的支出	3	926,000	1	751,000	2	175,000	23.3

下水道事業会計

(単位：件、円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
資本的支出	1	61,535	1	160,000		△ 98,465	△ 61.5
下水道事業費用	3	943,000	7	192,000	△ 4	751,000	391.1
合計	4	1,004,535	8	352,000	△ 4	652,535	185.4

総計

(単位：件、円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
流用全会計計	31	9,675,535	35	3,208,000	△ 4	6,467,535	201.6

予備費充用

一般会計

(単位：件、円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
議会費			1	21,000	△ 1	△ 21,000	皆減
総務費	2	767,000			2	767,000	皆増
民生費	2	1,252,000	4	2,384,000	△ 2	△ 1,132,000	△ 47.5
衛生費	2	205,000			2	205,000	皆増
農林水産業費	2	267,000	1	1,560,000	1	△ 1,293,000	△ 82.9
土木費	1	1,000			1	1,000	皆増
消防費	1	476,000	1	108,000		368,000	340.7
教育費	4	728,000	5	4,635,000	△ 1	△ 3,907,000	△ 84.3
合計	14	3,696,000	12	8,708,000	2	△ 5,012,000	△ 57.6

国民健康保険特別会計

(単位：件、円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
総務費			2	26,000	△ 2	△ 26,000	皆減
保険給付費	1	6,696,000	1	16,366,000		△ 9,670,000	△ 59.1
諸支出金			3	831,000	△ 3	△ 831,000	皆減
計	1	6,696,000	6	17,223,000	△ 5	△ 10,527,000	△ 61.1

介護保険特別会計

(単位：件、円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
総務費	1	6,000			1	6,000	皆増

学校給食事業特別会計

(単位：件、円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
総務費	1	46,000	3	240,000	△ 2	△ 194,000	△ 80.8

上水道事業会計

(単位：件、円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
水道事業費用			1	1,000,000	△ 1	△ 1,000,000	皆増

総計

(単位：件、円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
充用全会計計	17	10,444,000	22	27,171,000	△ 5	△ 16,727,000	△ 61.6

新規発行村債（企業債）

会計名	予算事項		発行の状況						
	起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	借入先	金額 (千円)	発行年月日	利率 (%)	据置期間 (年)	償還期間 (年)
一般	臨時財政対策債	13,527	証書借入	財政融資資金	13,500	令和7年3月25日	1.40%	3年	20年
一般	防災対策事業債	1,500	証書借入	地方公共団体金融機構	1,500	令和7年3月24日	1.30%	5年	10年
一般	緊急防災・減災事業債	1,700	証書借入	高崎信用金庫	1,700	令和7年3月25日	1.00%	なし	5年
一般	学校教育施設等整備事業債	95,200	証書借入	財政融資資金	83,500	令和7年3月25日	1.90%	3年	25年
			証書借入	高崎信用金庫	11,700	令和7年5月8日	1.20%	3年	10年
	小計				95,200				
一般	緊急自然災害防止対策事業債	3,000	証書借入	地方公共団体金融機構	2,900	令和7年5月8日	1.40%	5年	10年
	一般会計計	114,927			114,800				
上水道	水道事業債	84,300	証書借入	地方公共団体金融機構	32,700	令和7年3月24日	2.00%	-	30年
上水道	水道事業債	116,200	証書借入	高崎信用金庫	74,600	令和7年3月26日	1.30%	-	15年
	上水道事業会計計	200,500			107,300				
下水道	下水道事業債（公共）	6,000	証書借入	地方公共団体金融機構	4,800	令和7年3月24日	2.00%	-	30年
下水道	下水道事業債（流域）	4,200	証書借入	地方公共団体金融機構	2,200	令和7年3月24日	2.00%	-	30年
	下水道事業会計計	10,200			7,000				

事前提出を求めた監査資料

予算の執行状況に関する調書

予算額を超える収入科目に関する調

低執行率の歳出予算に関する調

歳出予算の流用・予備費充用に関する調書

行政委員会等に係る歳出予算の執行状況及び活動に関する調書

契約事務に関する調書【抽出事業】

借地に関する調書

普通財産の貸付け／行政財産の使用許可に関する調書【抽出事業】

需用費（事務用消耗品費）の予算執行状況に関する調書

補助金交付事務に関する調書【抽出事業】

年次有給休暇の取得状況に関する調書（職員）

年次有給休暇の取得状況に関する調書（会計年度任用職員）

職員（一般職の職員）の年次有給休暇平均取得日数に関する調書

職員の時間外勤務等に関する調書

職員数に関する調書

公の施設の指定管理に関する調書

支払遅延に関する調書

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出済額及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書【抽出事業】

新規発行村債（企業債）に関する調書

一時借入金の借入れ等に関する調書